

違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、**許可を取らずに輸出・提供**してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

- ・ 懲役：10年以下
- ・ 罰金：（個人）：3000万円以下
（法人）：10億円以下

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円又は10億円を超える場合は大きい方

平成29年度改正
で罰則強化！

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・ 3年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止

経済産業省からの
違反企業に対する
警告

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。